

# 熊本県公報

第 1 1 4 9 1 号  
平成 18 年 12 月 11 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 特定漁港漁場整備事業計画の変更…………… (漁港漁場整備課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- "…………… ( " ) 2
- "…………… ( " ) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)…………… (高齢者支援総室) 3
- " (介護予防通所介護)…………… ( " ) 3
- "…………… ( " ) 3
- "…………… ( " ) 4
- 平成 18 年度介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画…………… ( " ) 4

**公 告**

- 県営土地改良事業計画変更の決定…………… (農村計画・技術管理課) 4
- 平成 18 年度屋外広告物講習会の開催…………… (都市計画課) 4
- 道路の位置指定…………… (建築課) 5
- "…………… ( " ) 5
- "…………… ( " ) 5
- "…………… ( " ) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 6

**登 載 依 頼**

- 熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 6
- 熊本県警察情報管理システム用端末装置の借入に係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部情報管理課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 1229 号

漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) 第 17 条第 10 項の規定により御所浦地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧期間

平成 18 年 12 月 11 日から平成 19 年 1 月 4 日まで

2 縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市役所経済部水産課及び御所浦支所産業振興課

### 熊本県告示第 1230 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病院、薬局及び訪問看護ステーションの名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
慈恵病院	医療法人 聖粒会	平成 18 年 12 月 1 日

熊本市島崎六丁目 1 番 27 号	熊本市島崎六丁目 1 番 27 号	
ベラドンナ開明堂薬局 熊本市九品寺二丁目 1-24	有限会社 ベラドンナ 熊本市九品寺二丁目 1-24	平成 18 年 12 月 1 日
アポテーク薬局 新南部店 熊本市新南部 3-7-160	有限会社 アポテーク薬局 熊本市九品寺 1-16-6-201	平成 18 年 12 月 1 日
宝来調剤薬局 人吉市宝来町 80 番地 3	株式会社 アテナ 人吉市宝来町 1284 番地 3	平成 18 年 12 月 1 日
熊入さくら薬局 山鹿市熊入町 122-1	牧野 美知子 山鹿市熊入町 70	平成 18 年 12 月 1 日
ワタキュー薬局 玉名店 玉名市中 1931 番地 3	株式会社 フロンティア 京都府京都市下京区烏丸通高辻下ル 薬師前町 707 番地	平成 18 年 12 月 1 日
くすうら薬局 天草市楠浦町 278 番 1	有限会社 翔優 天草市港町 16 番 11 号	平成 18 年 12 月 1 日
コムスン訪問看護ステーション熊本帯山 熊本市帯山六丁目 3-37	株式会社 コムスン 東京都港区六本木 6-10-1	平成 18 年 12 月 1 日
コムスン訪問看護ステーション熊本駅前 熊本市二本木 3-7-35	株式会社 コムスン 東京都港区六本木 6-10-1	平成 18 年 12 月 1 日
コムスン訪問看護ステーション八代 八代市鏡町内田 432 番 1	株式会社 コムスン 東京都港区六本木 6-10-1	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1231 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町上差尾小字内門 501 番地先から 同町上差尾小字古閑前 932 番地先まで	240	単道改

## 2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 11 日

**熊本県告示第 1232 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町城河原二丁目字平之 95 番 2 地先から 同町城河原三丁目字柏ノ木	240	緊道整

664 番 2 地先まで

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 12 日

**熊本県告示第 1233 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	有明倉岳線	天草市倉岳町浦字名桐 3283 番地先から 同町浦字名桐口 3295 番地先まで	220	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 12 日

**熊本県告示第 1234 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
デイサービスセンター新生 荒尾市増永 2620 番地	医療法人杏林会	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1235 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
デイサービスセンター新生 荒尾市増永 2620 番地	医療法人杏林会	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1236 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
株式会社悠生 鹿本郡植木町大字植木 166 番地	株式会社悠生	平成 18 年 12 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
株式会社悠生 鹿本郡植木町大字植木 166 番地	株式会社悠生	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1237 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【介護予防福祉用具貸与】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社悠生 鹿本郡植木町大字植木 166 番地	株式会社悠生	平成 18 年 12 月 1 日

**【特定介護予防福祉用具販売】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社悠生 鹿本郡植木町大字植木 166 番地	株式会社悠生	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1238 号**

平成 18 年 8 月 7 日熊本県告示第 813 号（介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

5 の別紙の表 1579 の項調査を行う指定調査機関の欄を次のように改める。

熊本県社会福祉協議会

**公 告****熊本県公告第 889 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（西の木葉工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営苓北二期地区（西の木葉工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 18 年 12 月 12 日から平成 19 年 1 月 12 日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第 890 号**

熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）第 22 条の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 日時 平成 19 年 2 月 7 日 午前 10 時から午後 4 時まで
- 2 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 10 階 1002 会議室
- 3 講習科目
  - (1) 広告物に関する法令
  - (2) 広告物の表示方法
  - (3) 広告物の施工
- 4 受講手続
  - (1) 申込書等の請求  
受講申込書等の用紙は、平成 18 年 12 月 25 日から平成 19 年 1 月 26 日まで熊本県都市計画課景観整備室、各地域振興局土木部維持管理課及び熊本市都市整備局開発公園部開発景観課で配布するので請求すること。
  - (2) 申込先

熊本県土木部都市計画課景観整備室

(3) 受付期間

平成 18 年 12 月 25 日から平成 19 年 1 月 26 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(4) 提出書類

ア 受講申込書に必要事項を記入すること。

イ 写真（縦 3 センチメートル、横 2.5 センチメートル）1 枚を所定の位置に貼り付けること。

ウ 2,200 円の熊本県収入証紙を所定の位置に貼り付けること。

5 問い合わせ先

熊本県都市計画課景観整備室景観班（電話 096-333-2524）

---

**熊本県公告第 891 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町曲野 1075 番地 3
- 2 築造者の氏名 宮田允文
- 3 道路の位置 宇城市松橋町西下郷字野中 1321 番 8
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 13.40 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 11 月 21 日
- 7 指定番号 宇城景建第 36 号

---

**熊本県公告第 892 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市松山町 1714 番地
- 2 築造者の氏名 緒方良一
- 3 道路の位置 宇土市松山町字北山内 2519 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 34.67 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 11 月 24 日
- 7 指定番号 宇城景建第 37 号

---

**熊本県公告第 893 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市麓町 16 番地
- 2 築造者の氏名 人吉市
- 3 道路の位置 人吉市温泉町字湯ノ本 2489 番 4 及び同 2492 番 2
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 47.83 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 11 月 24 日
- 7 指定番号 球磨企調第 21 号

---

**熊本県公告第 894 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 長崎県長崎市岡町 9 番 1 号
  - 2 築造者の氏名 株式会社谷川建設
  - 3 道路の位置 上益城郡益城町大字古閑字石井川 540 番 4
  - 4 道路の幅員 4.00 メートル
  - 5 道路の延長 27.50 メートル
  - 6 指定年月日 平成 18 年 11 月 27 日
  - 7 指定番号 上益城景建第 22 号
-

**熊本県公告第 895 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（道路計画図作成）	平成 18 年 12 月 5 日から 平成 19 年 2 月 16 日まで	阿蘇郡南阿蘇村

**登 載 依 頼****熊本県教育委員会訓令第 17 号**

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育庁文書規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 18 年 12 月 11 日から施行する。

**熊情管公告第 2590 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 18 年 12 月 11 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県警察情報管理システム用端末装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県警察本部警務部情報管理課  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日  
平成 18 年 10 月 5 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NEC リース株式会社  
熊本市水道町 8 番 6 号
- 5 落札金額（月額）  
779,940 円（うち消費税額及び地方消費税の額 37,140 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日  
平成 18 年 8 月 25 日